



家庭ごみ(可燃物)のごみ出しは通常どおりに

西貝塚環境センター ☎781-9141
☎781-9166

西貝塚環境センターの故障していた焼却炉が復旧し、通常どおり処理できるようになりました。市民の皆さまには、多大なるご迷惑をお掛けし、申し訳ございませんでした。今後は、安定したごみ処理行政に努めてまいります。ご協力ありがとうございます。

重度心身障害者 医療費助成制度

障害福祉課 ☎775-5123
☎776-8872

④ 次のいずれかに該当する人①身体障害者手帳1〜3級②療育手帳A・A・B③精神障害者保健福祉手帳1級④65歳以上で次のア〜ウのいずれかの障害により、後期高齢者医療制度による障害認定を受けているア)国民年金法障害等級1、2級イ)身体障害者手帳4級の一部(音声・言語機能障害、下肢障害の一部)ウ)精神障害者保健福祉手帳2級 ※初めて該当する手帳などの交付を受けた日が平成27年1月1日以降で、かつ65歳以上の人、上尾市以外の市区町村か

所得税と市・県民税の控除

高齢介護課 ☎775-5126
☎776-8872

ら援護または国民健康保険の給付を受けている人、埼玉県以外の後期高齢者医療広域連合からの給付を受けている人を除きます。【助成額】入院・外来などの各医療保険制度の自己負担額(ただし、③の人の精神病床への入院分は除く)、入院時食事・生活療養標準負担額の2分の1 ④ 該当する障害者手帳、健康保険証、本人名義の預(貯)金通帳の口座番号が分かる物、印鑑(認め印)を用意して直接、障害福祉課へ ※現在、支給資格のある人は、手続きは不要です。(出)宛は受け付けできません。

所定の基準を満たす人は、税の申告時に次の必要書類を提出することで、所得税と市・県民税の控除を受けられます。

寝たきりや認知症の高齢者の障害者・特別障害者控除

市が交付する「障害者控除対象者認定書」が必要です。 ※身体障害者手帳などを持っている人は、手帳を提示することで控除を受けられます。 ④ 次の①〜④の全てに該当する人①市内に住所がある②認定基準日(対象年の12月31日)現在で満65歳

一緒に『広報あげお』を作りませんか? 「まちかど特派員」募集

広報広聴課 ☎775-4918・☎776-8873

市の催しや行事、祭りや文化・スポーツイベントなど、にぎわいの様子や市民活動取材し『広報あげお』に掲載したり、地域の話や身近な出来事などの情報提供をしたりする市民記者「まちかど特派員」を募集します。【任期】4月〜平成31年3月 ④ 市内に6カ月以上居住している20歳以上の人(4月1日時点) 【募集人数】6人(選考) ④ ①『広報あげお』の「まちかど特派員だより」(年2回、12ページ参照)の原稿作成②地域の話などの情報提供③まちかど特派員会議への出席(年3回程度)④広報誌取材協力 【謝礼】1万2千円以内(年額) ④ 申込書(広報広聴課にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入して、1月5日(金)〜2月15日(休)に直接、広報広聴課へ



要です。 ※「おむつ使用証明書」は、医療機関にも用意してある場合があります。

以上③寝たきりや準寝たきり(屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしでは外出できない)、認知症(日常生活に支障をきたすような症状、行動や意思疎通の困難さが多少見られる)である④本人またはその家族の扶養者で、税の控除が必要 ④ 直接、高齢介護課へ ※「障害者控除対象者認定書」は、申請から約10日で郵送します。

寝たきりや認知症の高齢者が使用されるおむつ代の医療費控除

④ ① 初めておむつ代の医療費控除を受ける人 医師が発行する「おむつ使用証明書」(高齢介護課にある)が必要 ④ ② 2年目以降の人 市が発行する「おむつに係る費用の医療費控除に用いる証明の確認書」が必要です。確認書は、申請から約10日で郵送します。 ④ 介護認定を受けている人で介護保険主治医意見書の内容により、次の①②全てに該当する人①寝たきり状態である②尿失禁の可能性がある ※2年目以降の人で条件に該当しない場合は、医療機関で再度「おむつ使用証明書」を取得してください。 ④ 直接、高齢介護課へ

20歳になったら国民年金の加入手続きを

保険年金課 ☎77555137
☎77519827

20歳になると、会社員や公務員、またはその被扶養配偶者以外の方は、国民年金(第1号被保険者)へ加入します。日本年金機構から郵送される届出書を用意して、保険年金課または各支所・出張所で手続きをしてください。後日、日本年金機構から年金手帳と納付書が郵送されます。保険料は、月額1万6,490円(平成29年度です)。保険料が納められない場合は、学生納付特例制度や免除制度、納付猶予制度がありますので相談してください。

平成30年度以降の国民健康保険制度の改正

保険年金課 国保資格・課税担当
☎78216471
☎77519827

国民健康保険は、平成30年度から財政運営が各市町村から都道府県単位に変わります。

国民健康保険は、市町村それぞれが保険者となって運営しています。が、医療費の増加や保険税収入の減少などの構造的な問題を抱えてお

り、これらの問題解決のため、平成30年度から県が財政運営の責任主体となって運営し、制度の安定化を図ります。市町村は、今までどおり保険証の交付、保険税の決定や収納、保険給付や特定健診などの保健事業を行いますので、各種手続きは、引き続き市の窓口で行います。

年金受給者に源泉徴収票を郵送

保険年金課 ☎77555137
☎77519827
大宮年金事務所 ☎65213399

1月下旬、年金受給者に日本年金機構から源泉徴収票が郵送されます(障害・遺族年金は非課税のため郵送されません)。源泉徴収票には、昨年の年金支払総額、源泉徴収税額、扶養控除などの内容が記載されています。この源泉徴収票は、確定申告や市・県民税の申告をする時に必要になりますので、大切に保管してください。

源泉徴収票を紛失して再交付を希望する場合や、2月になっても届かない場合は、大宮年金事務所またはねんきんダイヤル(☎0570-051165)へ問い合わせてください。

また、申告をする時に「国民年金保険料控除証明書」が必要な場合も、大

宮年金事務所へ問い合わせてください。

生徒指導支援員(臨時職員)の募集

指導課 ☎77519672
☎7755633

市内小・中学校での校内巡回を中心とした生徒指導の支援【雇用期間】4月5日(木)～平成31年3月27日

【勤務日・時間】週4日(月)～(金)または週5日(月)～(金) 8時30分～16時の間で、1日5.5時間【時給】875円(予定)【通勤手当】1日150円(予定)【学校教育に関心が強く、青少年健全育成に意欲がある20歳以上の人定】4人程度【申請書】指導課にある。市ホームページからダウンロードも可【必要事項を記入して、2月9日(金)までに直接、指導課へ

地域デビュー支援事業

「明日どう変わる? 新たな生きがい!」 ～リタイア後の10万時間をどう活用するか?～

市民活動支援センター
☎778-1810・☎778-1820・✉s53500@city.ageo.lg.jp

仕事や子育てに追われた今までの人生にひと区切り。これからは、本当にやりたいことを見つけ、新しい仲間をつくり、人生を充実させる市民活動にトライしてみませんか? 時2月3日(土)13時30分～16時30分(開場/13時) 所文化センター 第1部/松本すみ子さんの講演「明日どう変わる? 新たな生きがい!」、第2部/市民活動団体の発表(柏座地区街づくり協議会、あげお未来フォーラム21、彩の子ネットワーク、助け合い村) ※市民活動団体によるパネル展もあります。市内に在住・在勤の人 定150人(先着順) 住所、氏名、年齢、電話番号を直接か電話(月を除く)またはファクス、メールで市民活動支援センターへ



【プロフィール】まつもと・すみこ

シニアライフアドバイザー。2000年5月、団塊シニア世代の動向研究とライフスタイル提案、執筆などを事業とする(有)アリアを設立。企業、行政、自治体、メディア、執筆などで、全国的に活躍中。2017年7月アクティブシニアのためのインターネットラジオ番組「あすも」を開始。

時とき 所ところ 内容 対象 費用・金額 ※記載のないものは「無料」 定員 持ち物
申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問い合わせ

申告期限 3月15日(木)

※申告義務のある
場合の期限です。

平成29年分

所得税の 確定申告はお早めに

■上尾税務署(所得税の確定申告などの問い合わせ・郵送先)
〒362-8504西門前577
☎770-1800(自動音声案内)

所得税および復興特別所得税の確定申告とは、毎年1月1日～12月31日の1年間に生じた全ての所得の金額と、その所得に対する所得税・復興特別所得税の額を計算し、翌年の申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収(給与や年金などからの天引き)された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続きです。

■確定申告が必要な人

平成29年分(1月1日～12月31日)の所得金額の合計(総所得金額)が所得控除(基礎控除など)を超える場合で、その超える額に対する税額が配当控除額と年末調整の住宅借入金等特別控除額との合計額を超える人は、原則として確定申告が必要です。しかし、勤務先で給与所得の年末調整を受けた人で、給与所得と退職所得以外の所得金額が20万円以下であるなど、一定の条件の場合には確定申告をしなくてもよいことになっています。

■所得税の還付申告とは

確定申告が不要な人でも、源泉徴収された税金が計算した税金の額より多いときは、確定申告をすることにより納め過ぎの税金が還付されます。この申告を還付申告といいます。主に次の①～④のような場合に還付申告ができます。①年の途中で退職し、年末調整を受けていない(給与所得者)②追加する所得控除(社会保険料控除、生命保険料控除など)がある③一定額以上の医療費を支出した④一定の要件のマイホームの取

(総所得金額-所得控除)×税率=所得税

基本的な
所得税の
計算方法

1年間の収入金額から必要経費などを差し引いた金額

基礎・社会保険・生命保険料控除など課税所得から控除されるもの

得などで住宅ローンがある

■申告に必要なもの

平成29年分給与所得・公的年金等の源泉徴収票(原本)、印鑑(認め印可)、筆記用具、計算用具、申告者本人名義の預(貯)金の金融機関名・支店名・口座番号が分かる物、マイナンバーと本人が確認できる書類(提示または写しの添付)、配偶者の源泉徴収票(配偶者にパート収入などがある場合)、その他控除に必要な書類(次の①～④のうち該当する人)

①年金受給者、年末調整が済んでいない(年の途中で退職した人など)

社会保険料(国民健康保険、国民年金など)の支払額が分かる物(国民年金保険料を支払っている場合は、社会保険料控除証明書または領収証書)、生命保険料や地震保険料の所得控除証明書、障害者控除対象者認定書(本人や被扶養者の物)

②医療費控除を受ける 平成29年分については、次の(1)(2)のどちらかを選択できます。(1)従来の医療費控除/平成29年中に支払った医療費の「医療費控除の明細書」(事前に個人や病院ごとに支払金額と健康保険や生命保険などで補てんされた金額を集計しておく) (2)セルフメディケーション税制/明細書(対象とな

る医薬品などの名称、購入費、販売者の名称、その他参考となる事項を記載)、健康の維持増進と疾病の予防への取り組み(特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診など)を行った証明書類(提示または提出)

③住宅借入金等特別控除を受ける 住宅借入金等特別控除を受ける最初の年は確定申告が必要になり、税務署でだけ申告を受け付けます。必要書類については税務署へ問い合わせてください。

④寄附金控除・寄附金特別控除を受ける 寄附した団体などから交付を受けた寄附金受領証など ※政治活動に関する寄附は、選挙管理委員会などの確認印がある寄附金(税額控除のための書類が必要です。 ※確定申告をする人は、ワンストップ特例制度の適用が受けられません。確定申告書や記載例などは、1月上旬から税務署の他、市民税課各支所・出張所でも配布する予定です。

市・県民税申告書の郵送 主に、前年度に市・県民税申告書を提出した人へ、2月上旬に郵送します。申告の日程など詳しくは、『広報あげお』2月号でお知らせします。

市民税課 ☎775-15131・☎775-19846

所得税還付申告の臨時受付会場の開設

市では、所得税還付申告の臨時受付会場を右表のとおり開設します。臨時受付会場で申告ができるのは、「確定申告書A」(申告する所得が給与・雑(年金など)・配当・一時所得だけ)を使用する人だけです。

※事業・不動産・分離課税所得などがあり「確定申告書B」を使用する必要がある人や、新たに住宅借入金等特別控除を受ける人は、上尾税務署で申告してください。

※各申告会場は大変混み合います。記載例などを参考に、自分で記入・作成する「自書申告」に協力してください。

【所得税還付申告の臨時受付会場】

とき	ところ	対象地区
2月7日(水)・8日(木)	9:15～15:00 コミュニティセンター	JR高崎線の西側地域に住む人
2月15日(木)	文化センター	JR高崎線の東側地域に住む人

上尾税務署からの確定申告のご案内

●確定申告書はホームページ上で作成し郵送で提出を！

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、自宅などで確定申告書が作成できます。書面で印刷して郵送か、e-Tax(事前準備が必要)で送信してください。

①「確定申告書等作成コーナー」の操作に関する質問・相談⇒e-Tax・作成コーナーヘルプデスク(☎0570-01-5901、受け付け/月～(金)(祝、12月29日～1月3日(水)を除く))

②確定申告などに関する問い合わせ⇒上尾税務署☎770-1800(自動音声案内)

●所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を開設

☎2月16日(金)～3月15日(木)9～17時(受け付け/8時30分～(土)(日)を除く。ただし、2月18日(日)・25日(日)に限り開場))

※確定申告会場の開設日までは相談スペースが限られており、長時間お待ちいただく場合があります。

※申告書の作成には時間を要するため、16時ごろまで(相談内容が複雑な場合は15時まで)にお越しください。相談が17時を過ぎる場合には、再度お越しいただく場合があります。

●医療費控除を適用される人

平成29年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が不要となりました。

なお、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、税務署から記入された内容の確認を求める場合がありますので、領収書は5年間保存する必要があります。ただし、提出が不要となる領収書には、医師などが発行した医療費控除を受けるために必要な証明書(例:おむつ使用証明書、在宅介護費用証明書など)は含まれません。

※平成31年分の確定申告までは、従来どおり領収書の添付または提示によることもできます。

●公的年金等を受給している人の「確定申告不要制度」

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。なお、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件になっている控除(純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要です。

※平成27年分以後は、外国の制度に基づき国外で支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給している人は、この制度は適用されません。

青色申告者対象の確定申告相談会

上尾商工会議所

☎773-3111・☎775-9090

☎2月21日(水)、3月1日(木)・2日(金)・12日(月)・13日(火)9時30分～15時30分(11時30分～13時30分を除く) ☎上尾商工会議所(二ツ宮750) ☎個別決算指導、納税相談

税理士による無料相談 関東信越税理士会上尾支部 ☎776-8777

●還付申告相談(事前予約制) ☎①2月5日(月)・6日(火)9～16時②2月8日(木)・9日(金)10時～16時30分 ☎①上尾県税事務所(南239-1)②桶川メイン3階イベント広場「OKEGAWA hon プラス+」(桶川市若宮1-5-2) ☎1月22日(月)～30日(火)(土)(日)を除く)10～15時に電話で関東信越税理士会上尾支部へ

●税務相談(事前予約制) ☎2月1日(木)～15日(木)(土)(日)(祝)を除く) ☎市内の各税理士事務所 ☎次の①～③のいずれかに該当する人①年金受給者②給与所得者で医療費控除を受ける③年の途中で退職・就職した、年末調整が済んでいない ☎9時30分～16時(12～13時を除く)に電話で関東信越税理士会上尾支部へ
※詳しくは、関東信越税理士会上尾支部ホームページ(☎http://www.zei-ageo.com/)をご覧ください。

☎とき ☎ところ ☎内容 ☎対象 ☎費用・金額 ※記載のないものは「無料」 ☎定員 ☎持ち物
☎申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 ☎問い合わせ